

4 事業の基本的な考え方について

(2) 同意確認について

事業実施の要件について

1. 同意について

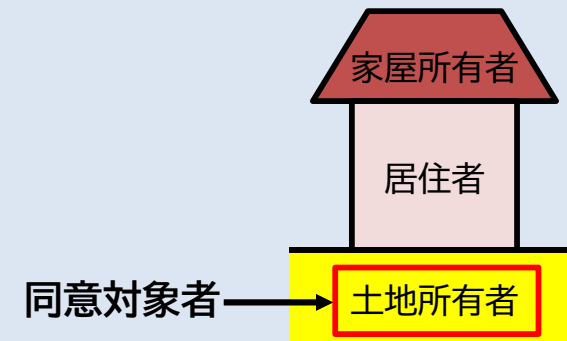
街区単位ですべての方の同意が必要です。

(1) 同意をいただく人

- ① 土地所有者 ※居住者や家屋所有者ではありません

(2) 同意をいただく内容

- ① 事業を実施することについて（リスクへの理解）
- ② 負担金を支払うことについて

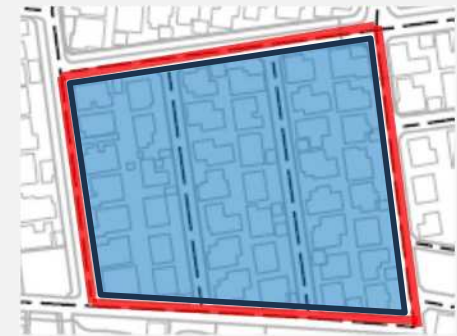


2. 街区について

- (1) 街区とは、公道で囲まれた宅地などを指します。

- (2) 原則、私道は公道として扱いません。

- (3) 3,000㎡以上の一団の土地の区域かつ、区域内に家屋が10戸以上ある街区を事業の対象要件とします。



3. 負担金の支払について

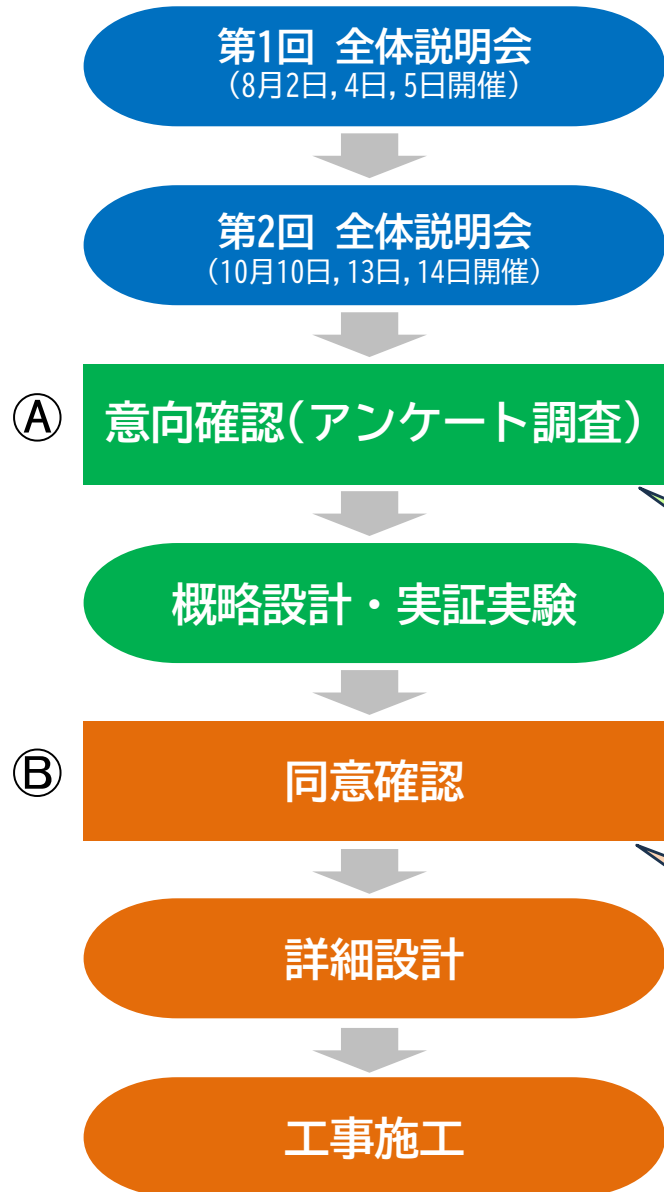
(1) 負担金の額

- ① 負担金の額は、単価×面積で算出します。
- ② 単価は、1坪あたり5,250円とします。
- ③ 土地の面積は、登記簿上の面積を使用します。

(2) 負担金の支払に関する事

支払時期や支払方法など詳細については、別途お知らせします。

意向確認と同意確認について



①の意向確認（アンケート調査）では、まずは制度への理解を深めていくことを目的に、自治会単位での説明会を広く開催していきます。

その後、意向確認のためのアンケート調査を実施します。

①の意向確認の中で、明確な反対意見がなければ、次のステップ（概略設計・実証実験）へ進みます。

なお、②の同意確認の時点では土地所有者全員の同意が必要となります。

意向確認と住民同意について

意向確認(アンケート調査)

